

令和元年第2回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元5月13日（月） 午後1時30分から午後4時42分
2. 開催場所 人権交流プラザ3階大ホール
3. 出席委員 (20名)
- | | | | | | |
|----|-----|------|---------|-----|----------|
| 会長 | 3番 | 濱田香 | 会長職務代理者 | 9番 | 田 渕 緑 |
| 委員 | 1番 | 家根宗継 | 委員 | 13番 | 岩山永正 司 |
| 〃 | 2番 | 川上温樹 | 〃 | 15番 | 山 口 三子 夫 |
| 〃 | 4番 | 谷口伸樹 | 〃 | 16番 | 福 田 淳一 郎 |
| 〃 | 5番 | 小林一淳 | 〃 | 17番 | 加 藤 和 修 |
| 〃 | 6番 | 大西二淳 | 〃 | 18番 | 柳 田 和 廣 |
| 〃 | 8番 | 山田準憲 | 〃 | 19番 | 田 中 和 美 |
| 〃 | 10番 | 建部二勉 | 〃 | 22番 | 砂 川 重 雄 |
| 〃 | 11番 | 小林勉 | 〃 | 23番 | 福 田 東 収 |
| 〃 | 12番 | 猪口美 | 〃 | 24番 | 安 東 和 彦 |
4. 欠席委員 (4名)
- | | | | | | |
|----|-----|---------|----|-----|-------|
| 委員 | 7番 | 石谷隆 | 委員 | 14番 | 香 川 恵 |
| 〃 | 20番 | 村 田 幸 範 | 〃 | 21番 | 福 安 修 |
5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：22名)
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 旧市 | 山 田 義 光 | 呂美 | 有 本 知 勝 |
| 邑美 | 下 田 義 男 | 呂美 | 山 根 昌 博 |
| せんだい | 森 尾 一 由 | せんだい | 上 田 壽 一 |
| 高草 | 佐 藤 徳 太 郎 | 高草 | 依 藤 利 一 |
| 高草 | 民 谷 富 男 | 高草 | 谷 口 彰 俊 |
| 湖南 | 上 根 邦 十 郎 | 湖東 | 河 崎 正 顯 |
| 湖東 | 佐々木 文 仁 | 国府町 | 澤 田 富 良 雄 |
| 国府町 | 福 田 久 雄 | 国府町 | 山 本 川 和 文 |
| 福部町 | 平 林 明 人 | 河原町 | 梶 小 林 照 生 |
| 河原町 | 岸 本 明 人 | 用瀬町 | 小 林 照 美 |
| 気高町 | 浜 辺 信 康 | 鹿野町 | 谷 口 和 人 |
6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議事
- | | |
|----------|----------------------|
| 議案第 9 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 10 号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第 11 号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第 12 号 | 非農地証明について |
| 議案第 13 号 | 鳥取市農用地利用集積計画について |
| 議案第 14 号 | 鳥取市農用地利用配分計画について |
- 第3 報告事項
- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 - (2) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
 - (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 - (4) 農地の形状変更届出書の受理について
 - (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第2回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在20名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、4番 谷口伸委員、5番 小林一委員を指名します。</p> |
| 事 務 局 | <p>では、議事に入ります。議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号7番につきましては、古郡家地内の田3筆、久末地内の田2筆、合計5筆 4,705㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は144アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p> |
| 山根委員 | <p>事務局と現地確認しました。申請地は、水田として利用されております。所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p> |
| 議 長 | <p>担当農業委員は欠席ですので、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号8番を審議します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 | <p>整理番号8番につきましては、伏野地内の畑 246㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> |

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は50アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

す。なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

佐々木委員 農業委員と現地確認しました。申請地は、畑として利用されています。所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号9番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番につきましては、河原町釜口地内の畑 107㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

す。次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

す。次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は179アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

す。なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

梶川委員 農業委員、申請者と現地確認しました。譲受人の住所地に近いので土地を取得、今後も効率的に耕作される計画ですので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

| | |
|-------|---|
| 谷口伸委員 | 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号10番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号10番につきましては、大桒地内の田4筆、畑1筆、合計5筆 7,480㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は231アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しませぬ。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 民谷委員 | 農業委員、申請者と現地確認しました。親子間での生前贈与ですし、所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 加藤委員 | 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号11番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号11番につきましては、尾崎地内の田4筆、畑2筆、合計6筆 4,711㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 |

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は75アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

佐藤委員 農業委員、申請者と現地確認しました。譲受人は耕作意欲もあり、地元の生産組合の一員となり、取得後も効率的に耕作される計画です。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

加藤委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号12番を審議します。事務局の説明を求めま

事務局 整理番号12番につきましては、国府町清水地内の田6筆、国府町岡益地内の田1筆、合計7筆 10,038㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から10km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は127アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

| | |
|-------|---|
| 福田恵委員 | 農業委員、申請者と現地確認しました。譲受人は耕作意欲がありますが、今年は時期的に耕作が間に合わないため、維持管理で来年から耕作される計画です。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 山田準委員 | 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号13番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号13番につきましては、上味野地内の田 1,695㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は166アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 上田委員 | 農業委員、申請者と現地確認しました。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人が体調を崩したため譲受人へ贈与し、取得後も同様に農地として適正管理するというものです。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 大西委員 | 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号14番を審議します。事務局の説明を求めます。 |

事務局

整理番号14番につきましては、河原町西円通寺地内の田 299㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、
現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、
申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は82アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、
申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長

では、担当推進委員の報告をお願いします。

岸本委員

農業委員、申請者と現地確認しました。申請地は、田として利用されています。所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長

引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

谷口伸委員

推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なし）

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号15番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号15番につきましては、福部町細川地内の田3筆、畑1筆、合計4筆 3,355㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、
現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、
申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は371アールとなり、要件を満たしております。

| | |
|-------|---|
| | <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 平林委員 | 農業委員、申請者と現地確認しました。申請書の現況は一部休耕となっておりますが、現地はちゃんと譲受人が耕作しており、今後も効率的に利用される計画です。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | では、担当農業委員は欠席ですので、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし） |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし） |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号16番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | <p>整理番号16番につきましては、国府町中郷地内の田2筆 6,000㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は197アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 澤田委員 | 農業委員、事務局と現地確認しました。申請地は、田として利用されています。所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 福田収委員 | 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし） |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし） |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号3番につきましては、事務所、倉庫、駐車場及び資材置場を転用目的とするものです。 申請地は、国安地内の田1筆、1,429㎡のうち533㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、必要な資金について、既に全額自己資金で賄っております。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 下田委員 | 4月30日に担当農業委員と現地確認しました。現況が既に事務所、倉庫が建っているという状況で、改良区との協議が整って、周辺は会社と資材置場等になっておりまして、周辺の農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 担当農業委員は欠席です。質疑・意見はございませんか。 |
| 岩永委員 | 事務局が、こういう状況で転用申請を受け付けたのは、なぜか。これを通すと、非農地証明が必要なくなる。 |
| 事務局 | この度、農地の立地条件としましては、第2種農地になります。もし、仮の話ではありますけれども、まだ、ここは倉庫だとかが、まだ建てられていない状態、純粋な農地として利用されている状態で、もし転用の許可申請があった場合、ここは、許可見込みがある土地としての判定になります。そういった場合、当初から正規の手続きがされていれば、許可見込みがあったかどうか非農地証明申請を受理する判断基準とさせていただきます。非農地証明は、転用から20年以上あった場合、受理しておりますが、この度は、転用があつてから、20年以上経過していないということで、非農地証明ではなく、転用の許可申請を受理しています。違反転用であれば、すべて追認をできるわけではなく、当初から正規の手続きをしていれば、転用の許可見込みがあったかどうかで受理できるかどうかを事務局は判断させていただきます。 |
| 岩永委員 | 結局は、農振地域だったら無理だけど、第2種農地だったから許可するということですね。分かりました。 |
| 田中和委員 | いろんな要件に、顛末書とか始末書を付ければ、鳥取市の農業委員会は、許可することになるんですよ。これって、おかしいじゃないですか。ルール違反は、ルール違反でちゃんとやっていかないと。これ、今、話にも出ているように、数ヶ所出てきたら、みんな通さなければいけないようになったら、農業委員会として、どう対処していくんですか。第2種農地でも、似たようなところが他にもあるんですよ、当然。今回も顛末書をつければOK。そういう許可をしたら鳥取市は、全部通すことになるんですよ。困るのではないですか。 |
| 議 長 | やはり、そういった結果というものは、私たちの日頃の仕事の成果になるのではないかと思いますので、現在、違反として出てきた審議、これは、一つずつ、会で審議していくというところで、今後、新たに発生しないように努力していくことが大事ではないかと思います。 |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号3番について、反対の方は、挙手をお願いします。賛成の方は、挙手をお願いします。それでは、賛成の方、多数です。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号4番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号4番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 |

| | |
|-------|---|
| | 申請地は、福井地内の田1筆、327㎡のうち12.52㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 上根委員 | 4月29日に担当農業委員と現地確認しました。墓地を作りたいということでございまして、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 福田淳委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号3番につきましては、店舗敷地拡張を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町今市地内の田1筆、635㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域で、500m以内に2つ以上の教育及び公共施設等がある農地に該当します。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 谷口和委員 | 5月8日に担当農業委員と現地確認しました。現在の店舗はあるんですけど、店舗敷地の拡張ということで、隣地の農地、水路関係も問題ないようございまして、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 砂川委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号4番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 整理番号4番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 |

| | |
|-------|--|
| | <p>申請地は、国府町神垣地内の田1筆、700㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 山本良委員 | 担当農業委員と現地確認しました。息子の家を建てるということで、昨年まで里芋を作っていました。近隣にも迷惑がかかるということではございませんし、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 山田準委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号5番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号5番につきましては、資材置場を転用目的とするものです。 申請地は、古海地内の田1筆、1,004㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 依藤委員 | 5月7日に担当農業委員と現地確認しました。譲受人につきましては、平成30年の5月に今回の申請地の隣接地を5条申請し、転用許可を得ております。前回の転用にあたって、周囲の農地の迷惑だとか造成地の崩落等による用排水の埋没等がないよう対策を講じてもらうようお願いいたしておりましたが、そのようになされております。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 家根委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号1番(一時転用)を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号1番(一時転用)につきましては、砂利採取を転用目的とするものです。 |

| | |
|-------|---|
| | <p>申請地は、賀露町西一丁目地内の畑3筆、合計3, 248㎡です。農地区分は、農用地区域内農地に該当し、許可根拠は、一時転用です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 河崎委員 | 担当農業委員と現地確認しました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 川上委員 | 本件は、46種類の書類が提出されております。その中の書類に不備がございます。今の時点で、許可していいのか困っております。本来であれば、許可せず、もう一度書類を出し直してもらって、来月審議すれば良いと思います。事務局の方もしっかり見ていただいて、きちんと書類を点検していただきたいと思います。書類をどうするのかということを協議していただきたいと思います。 |
| 議 長 | 事務局をお願いします。 |
| 事 務 局 | 大変申し訳ありません。確認の仕方が甘かったということで反省しております。書類に不備はあったんですけど、法的に必ず提出していただかないといけない書類ではありません。提出していただいた方が望ましいとされている書類です。書類を訂正して提出していただこうと思っております。 |
| 議 長 | 岩永委員をお願いします。 |
| 岩永委員 | 書類不備ということで、担当委員が言われてますので、そのとおりに次回にということで、この度は 保留にすれば良いと思います。それでいったらどうでしょうか。 |
| 議 長 | 建部委員をお願いします。 |
| 建部委員 | 問題ないと思いますよ。 |
| 議 長 | 書類の不備というのは、提出してもらおうのが望ましいということで、鳥取市はそうしているんですけど、法的に必要な書類ではありません。 |
| 議 長 | 小林一委員をお願いします。 |
| 小林一委員 | 法律の専門家ではないので、特別なことは必ずしも言えませんが、農地利用最適化推進委員を経て、川上農業委員から判断を求められて、今日は通すべきではないと提案されたんですよ。私たちには、その判定を覆すことができるかどうかってことなんですが、それと市（事務局）の方もどうして欲しいか明確に言ってないですよ。これは事務手続きのミスであるからということも認めているが、それ以上のことは言ってないですよ。市（事務局）としての判断も明確に示して欲しい。ただ、大切なのは、川上農業委員、農地利用最適化推進委員が、今これを通すのは、問題があると言っているのは間違いのないことです。私たちが意見を言って、強制的に変更させることはできないと思います。 |
| 議 長 | 浜辺委員をお願いします。 |
| 浜辺委員 | 申請書が出た際には、書類を確かめて、不備な場合は、差し戻しをする。一旦、受け付けた書類は、受付印を押す。その際には、受理と見なす。一旦、受理したものですから、議題に載せるべきだと思います。 |
| 議 長 | 書類が整っていないので、審議を保留した方が良いと思われる方は、挙手してください。それでは、今回の審議に上げて良いと思われる方は、挙手してください。多数決になります。事務局の方も、書類を訂正していただいて、再度、総会に上げてください。 |

では議案第12号「非農地証明について」を議題とします。整理番号15番は整理番号16番、17番、23番、24番、25番および26番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号非農地証明について説明します。
整理番号15番の申請地は、中村地内の畑1筆、499㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号16番の申請地は、中村地内の畑1筆、366㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号17番の申請地は、中村地内の畑1筆、280㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号23番の申請地は、中村地内の畑1筆、99㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号24番の申請地は、中村地内の畑8筆、合計1,769㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号25番の申請地は、中村地内の畑2筆、合計237㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号26番の申請地は、中村地内の畑1筆、208㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
以上で説明を終わります。

議長

では、担当推進委員の報告をお願いします。

谷口彰委員

5月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、孟宗竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長

引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

家根委員

担当推進委員の報告のとおりであり、集落のすぐ裏の山裾に位置しており、農地としての復旧は困難ですので、承認することに問題ないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号15番、16番、17番、23番、24番、25番および26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号18番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号18番の申請地は、正蓮寺地内の畑3筆、927㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廃および人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。
以上で説明を終わります。

議長

では、担当推進委員の報告をお願いします。

有本委員

5月9日に事務局と現地確認しました。以前は果樹園や畑として利用されていたようですが、申請地の現況は、雑木が繁茂し山林化しており、一部は駐車場として利用されています。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長

担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。

議長

では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号19番は整理番号20番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 整理番号19番の申請地は、岩坪地内の田2筆、畑4筆、合計2,275㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号20番の申請地は、岩坪地内の畑1筆、264㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 森尾委員 | 5月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前は果樹園として利用されておりましたが、申請地の現況は、進入路も無く、雑木・雑木が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 大西委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号19番および20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号21番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 整理番号21番の申請地は、緑ヶ丘三丁目地内の田3筆、合計1,723㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 佐々木委員 | 5月9日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、倉庫兼事務所が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 川上委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号22番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 整理番号22番の申請地は、気高町八束水地内の畑1筆、2,584㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |

| | |
|-------|--|
| 浜辺委員 | 5月7日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は農地パトロールでB分類として判定している農地であり、申請地の現況は、雑木・灌木が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 田中和委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号27番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号27番の申請地は、用瀬町鷹狩地内の田3筆、合計578.29㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 小林照委員 | 4月26日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、土地造成され、水道管が引き込まれており、草刈り等の維持管理がされておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 安東委員 | 担当推進委員の報告のとおりであり、進入路もアスファルト舗装されていたので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号27番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号28番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号28番の申請地は、河原町徳吉地内の畑1筆、185㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 梶川委員 | 5月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅敷地の一部として利用されており、倉庫が建築されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 谷口伸委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号29番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 整理番号29番の申請地は、気高町宝木地内の畑1筆、234㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 柳田委員 | 5月7日に担当推進委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木・雑木が繁茂し、原野化しており、申請地周辺は事業用地として利用されておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号30番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 整理番号30番の申請地は、鹿野町今市地内の畑2筆、合計128㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 谷口和委員 | 5月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前に住宅敷地として利用されておりましたが、現在は建物が取り壊され、草刈り等の維持管理がされており、人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 砂川委員 | 担当推進委員の報告のとおりであり、以前は家庭菜園として利用されておりましたので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号31番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 整理番号31番の申請地は、福部町細川地内の田1筆、1,738㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 平林委員 | 5月10日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木・灌木が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | 担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号32番を審議します。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 整理番号32番の申請地は、田島地内の畑2筆、合計206㎡です。申請事由は、人為的潰 廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、担当推進委員の報告をお願いします。 |
| 山田義委員 | 5月9日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、アスファルト 舗装され、駐車場として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から 20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますの で、承認することに問題ないと判断します。 |
| 会長職務代理者 | 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。 |
| 濱田委員 | 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第13号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明 を求めます。 |
| 事 務 局 | 議案第13号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和元年5月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められていま す。 利用権を設定しようとするものが、新規72件、更新64件、合計136件で、面積は、田 354,014㎡、畑57,017㎡、その他55,156㎡、合計466,187㎡で す。 権利種別の内訳は、賃借権86件、使用貸借による権利50件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見 受けられませんでした。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 議 長 | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第14号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明 を求めます。 |
| 事 務 局 | 議案第14号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農 用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 |

今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田201,347㎡、畑2,316㎡。権利種別の内訳は、賃借権62件、使用貸借による権利52件となっています。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議長 その他報告事項につきまして、事務局ありますか。
(特になし)

議長 検討事項に移りたいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局

「別紙様式2平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「別紙様式1令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をお配りさせていただいております。令和元年度につきましては、7月10日の定期総会で報告をさせていただくものになります。説明の方これから簡単にさせていただきます。ご意見等ありましたら事務局の方にいただけたらと思います。推進委員の方にはお渡し致しております。今回来られなかった推進委員の方にもご案内する予定にしています。「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の説明を行います。

「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、耕地面積・経営耕地面積・遊休農地面積・農地台帳面積では、耕地面積は農水省のホームページの作付面積統計です。経営耕地面積は農林業センサスの2015年度版です。遊休農地面積は荒廃地の面積です。農地台帳面積は遊休農地面積も加えたものです。認定農業者数はこのような状況になっています。はぐっていただきまして、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、「1現状及び課題」は書いてあるとおりです。2「平成30年度の目標及び実績」ですが、集積実績②は1,718haとなっています。鹿野町で中間管理機構からの貸し付けがあった。金沢でも集落に貸し出したという事が重なりまして、達成状況が、118.98%になっています。

訂正があります。「1現状及び課題」の平成30年は31年に、2「平成30年度の目標及び実績」の集積実績②は1,718haを1,394haに、達成状況は118.98%を96.54%に訂正してください。

「目標の達成に向けた活動」は活動実績で、12月11日及び2月12日に鳥取市の農業を考える座談会を開催しており具体的内容は示しております。

「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、2「平成30年度の目標及び実績」の参入実績ですが、6経営体ありました。法人が1つあと個人となっています。達成状況は67%となっています。3「目標の達成に向けた活動」で、計画は毎年のこととなりますが、活動実績で人・農地プランの方皆様に出させていただいておりますが、取り組みを行っております。計画通りに活動を行いましたが、目標に達することはできませんでした。今後も達成に向けて話し合いに参加するなど継続的な取り組みが必要となります。

事務局

次のページになります。「IV遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、「1現状及び課題」で管内の農地面積(A)は7,125ha、遊休農地面積(B)が135ha、割合が1.89%になっています。遊休農地面積は今年166haとなっています。これは農地パトロールで皆さんの方がA判定をしていただいた数字です。「3 2の目標達成に向けた活動」については、調査員数、調査実施時期、調査結果取りまとめ時期で分けられておりますが、読み上げは致しません。調査数は468筆調査面積は45.9haになります。

次のページです。「V違反転用への適正な対応」について、「1現状と課題」の管内の農地面積(A)6,990ha、違反転用面積(B)11,6ha「2平成30年度実績」の増減で0.7ha解消しました2件です。日頃から目を光らせて新たな発生の防止はもちろんでございますが、解消に向けて取り組みを進めていく必要がございます。

「VI農地法等により権限に属された事務に関する点検」について、「1農地法第3条に基づく許可事務」です。1年間の処理件数は65件です。「2農地転用に関する事務(意見を付して知事へ送付)」については、1年間の処理件数73件、処理日数34日は昨年より若干早くなっています。

次のページの「3農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、41法人ですが、報告は0でございます。「4情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供は無償であるとか、特異性があるものとか条件がありまして、そういうものを除いて件数は1,239件こちら農水大臣の方に送りますので、ご覧になってください。農地の権利移動等の状況把握2,729件、農地台帳の整備が8,692haになります。

最後のページになります。「VII地域農業者からの主な要望・意見及び対処方法」について、要望意見はありませんでした。「VIII事務の実施状況の公表等」については、ホームページに掲載しております。意見書の方は、4項目を市役所に提出しています。活動計画の公表はホームページでしております。

以上で平成30年度の説明は終わります。こちらの方、中の文書等何かありましたら今でもよろしいですし、事務局の方に文言等の修正があれば、連絡をしていただければと思います。

事務局

続けてよろしいですか。

「別紙様式1令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてですが、こちら1枚目は先程のものと同じですので割愛させていただきます。

「II担い手の農地の利用集積・集約化」については、集積面積はさきほどでました1,718haです。目標及び活動計画では、目標は策定しており、最適化に関する指針により50%としており、集計面積1,768haに対してです。計画は、農業委員会だより、市ホームページ、農地中間管理事業等で周知を行います。

「III新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、30年度をご覧いただき、活動計画の参入目標面積を比べますと下がっております。新規参入される方は稲作が少なく白ネギとかイチゴの栽培などが増えており、面積的に少なくなっています。活動計画は人・農地プラン等に係る話し合いに参加し、情報交換を行っていただいで推進を図ります。

「IV遊休農地に関する措置」については、管内の農地面積は7,116haは耕地面積に遊休農地面積166haを足したものです。活動計画は、農地パトロールを中心として、農地分類を行ったうえで、働きかけを行います。

「V違反転用への適正な対応」については、新たな違反転用の防止、今あるものの解消を行います。

以上になります。

また総会の時には訂正したものをお配りいたします。

文書等何かありましたら今でもよろしいですし、総会までに事務局の方に文言等の修正があれば、連絡をしていただければと思います。

小林一委員

平成30年度の「II担い手の農地の利用集積・集約化」の「1現状と課題」のこれまでの集積面積1,394ha、集積実績②1,718haとありますが、一緒でないといけないと思うんですが、それと、現状(平成30年3月現在)は31年度では、点検してもらいたいと思います。

「IV遊休農地に関する措置に関する評価」の「2平成30年度の目標及び実績」で解消実績②が△31ha、達成状況△155%となっていますが、どういう事でしょう。後で修正したものを。

事務局

分かりました。

| | |
|-------|--|
| 田中委員 | <p>人・農地プランについて、農政企画課（2階）は農家地区を持っていますね。農家台帳がありますね。なぜJAさんにはないんですか。行政の取り組みと我々農業委員とJAを含めたもので、人・農地プランを進めていってますね。農協さんを含めた人・農地プランを実施しているのではないんですか。</p> <p>水稻に対する担い手がいないという事について、規模拡大の方法が示されていません。こうすれば規模拡大ができるというような立案がしていただきたい。</p> |
| 局長 | <p>JAの関係について、人・農地プランの検討会については、JAさんにも出ていただいて、行政も農業委員会委員さんも参画していただいていると、その場では図面を見ながら話はしていると思っています。うちの農政企画課で図面を作成して、それを元にその後現地出るという状況です。</p> <p>データを全て出せるかというところもそういう部分もありますけれども、データ自体を出すという事はしていない。ペーパーを出しているような気がします。あとで回収しています。</p> <p>うちのGISのデータを基に作っていますけれども、これがすぐ出せるかというところ、出せないところがございます。検討会には使ってますけれども、そこに出してないのも現状です。どこまで出せるかという事になりますけれども難しいかなというところがございます。</p> |
| 田中委員 | <p>農家の人がこの場所を出したいといっても、JAには図面がないので特定ができないで</p> |
| 局長 | <p>これについては航空写真を持って出させていただいて、これも出せないというものになっています。地図等に示していただくしかないのかなと思っています。</p> <p>昔はJAさんも各支店で図面を持っていたと思います。図面は作って行った方がいいのかなというのは検討させて下さい。</p> |
| 事務局 | <p>先程の件に関して、水稻の話は新規参入者のことです。新規加参入者の方で水稻に取り組みたいという方がおられましたら、農政企画課の方に話しを持って行きますので、皆様のご協力を仰ぎながら増やしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> |
| 田中委員 | <p>新規就農者を含めて認定農家、農業に係る人がいますが、規模拡大についての立案がしていただきたいという事です。</p> |
| 事務局 | <p>これを活動計画に入れるという事ですか。</p> |
| 田中委員 | <p>立案ができれば、補足なりを入れて、この部分を検討しているので、定額に入れてしてほしいくらいの立案をしてはどうでしょうかとの意味合いです。</p> |
| 事務局 | <p>活動計画ですので要望は入れにくいのかなという気はしますが、要望の方は農政企画課と連絡を取りながら、進めていきたいと思っております。</p> |
| 田中委員 | <p>情報を個々に持ち合わせている部分を国・県からもらって、鳥取市として新規就農者、認定農業者に対して規模拡大の依頼をしなくては、人・農地プランも達成が難しいと思えます。これに鳥取市農業委員会としても立案をもっていただきたい。</p> |
| 福田収委員 | <p>農地流動化これが最後に出るような動きになれば、受け手もこのまま増えてくると思うし、流動化の補助金の個別保証がでる。もらう経営ではいけないが、もれえるものをももらった方が経営は成り立つ。農業委員会もそういうことを進めて。</p> |
| 議長 | <p>活動の点検評価についてはどうですか。</p> <p>「いいです」と呼ぶ者あり。</p> |
| 議長 | <p>その他はどうですか。</p> |
| 猪口委員 | <p>今悩みがあって、若い人が機械が使えない。その家の旦那がなくなったので、田畑を何とか耕作してくれる人はいないかという情報を、今年になってから4、5件受けています。集団がないし、個人で規模を持っている人もこれ以上はできない。また、水路を守らなくてはならないが、昔のように共同作業がない。依頼を受けても対応の取りようがない。</p> |
| 砂川委員 | <p>中間管理機構の契約書に盛り込むことができると思います。</p> |

| | |
|--------|--|
| 猪口委員 | うちの方は中間管理機構が受けないと言ってます。受け手は自分で探してください、でした。 |
| 事務局 | 活動チェック目標は、昨年のを直しをして変更したところです。そういった直していくところがありましたら、連絡をお願いします。 |
| 議長 | 地域で課題が迫って来て待ったなしになっています。担い手を探すとなっても地域で解決していかななくてはならない。担当地区を持っている皆さんが地元のことをよく聞いて、どうやって行くか考えていかななくてはいけないと思います。 |
| 事務局 | 点検・評価の方、事務局でも点検しますので、ご意見の方も併せてよろしくお願ひします。 先回の総会で意見書の回答の話しをさせていただきましたが、担当課の方が回答を精査しているところですので、市長に報告をしてから回答したいとのことですので、もうしばらくお待ちください。 |
| 会長職務代理 | 以上を持ちまして、令和元年度 第2回農業委員会総会定例会を閉会といたします。 |